

事故報告書（感染症・食中毒を含む）の取扱いについて

1 共通

(1) 報告方法

原則、メールにて提出すること。 <<kaigo@city.tokoname.lg.jp>>

(2) 報告期限

第1報は、事案発生後、速やかに（遅くとも5日以内）報告すること。
その後、必要に応じて追加報告を行うものとする。

2 事故報告

(1) 報告対象

常滑市の被保険者に係る下記のいずれかに該当する事案

- ① 死亡に至った事故
- ② 医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故
※軽微な治療（絆創膏や湿布等の貼付、消毒等）のみの場合は除く【市独自】
- ③ 利用者又はその家族等とトラブルや賠償等が発生した事故【市独自】
- ④ 利用者又はその家族等と重大なトラブルや賠償等が発生する恐れがあると管理者が判断した場合【市独自】
※利用者又はその家族等の個人情報流出や財産の横領・破損・滅失等若しくは利用者等に対する虐待や不適切な行為等

(2) 報告先

常滑市 高齢介護課

※指定権者が常滑市以外である場合や利用者が常滑市以外の被保険者である場合は、該当の保険者にも報告すること。

3 感染症・食中毒報告

(1) 報告対象

常滑市内の事業者に係る下記のいずれかに該当する事案

- ① 10名以上発生した場合
- ② 全利用者（ユニット単位）の半数以上発生した場合
- ③ 重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- ④ 死亡者が発生した場合
- ⑤ 特に管理者が報告を必要と判断した場合
※同一の感染症・食中毒ごとに算出すること。
※いずれも罹患が疑われる者を含む。また、②以外は従業者も含む。

(2) 報告先

常滑市 高齢介護課

※知多保健所にも報告し、指示を求めること。